

サンコーテクノ株式会社
代表取締役 洞下 英人

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

サンコーテクノ株式会社（以下、「甲」という）は、2025 年 8 月 20 日付でアイエスエム・インターナショナル株式会社（以下、「乙」という）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」という）を実施いたしました。よってここに本件合併に係る事後開示をいたします。

1. 本件合併が効力を生じた日

2026 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過（吸収合併をやめることの請求）
乙の株主からの、本件合併をやめることの請求はありませんでした。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
乙の株主からの、株式買取請求はありませんでした。
- (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
乙は、新株予約権を発行していなかったため、新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の意義）
乙は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 11 月 5 日付の官報により、本件合併に係る債権者に対する公告を行い、また、同日付で知れている債権者に対して各別に催告をしましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収合併をやめることの請求）
甲の株主からの、本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

甲は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 11 月 5 日付の電子公告により、本件合併に係る株主に対する公告を行いましたが、会社法第 796 条第 3 項（会社法施行規則第 197 条）に定める数の株式を有する株主からの反対通知はありませんでした。従いまして会社法第 797 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、本件合併に係る反対株主の株式買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

甲は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づく 2025 年 11 月 5 日付の官報公告、および同条第 3 項の規定に基づく 2025 年 11 月 5 日付の電子公告により、本件合併に係る債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、2026 年 1 月 1 日をもって、乙から、その資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項は別紙のとおりです。

6. 吸収合併に係る変更登記予定期日

2026 年 1 月 7 日付で本件吸収合併に係る変更登記申請を行う予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上